

山形県自然環境保全基本方針

昭和 49 年 1 月 11 日山形県告示第 22 号

平成 14 年 2 月 27 日 一部改正

第1 自然環境の保全に関する基本構想

自然は、人間にとって、生存の基盤であり、生活のための資源であり、豊かな人間性の源泉である。

古来、人間は、自然に働きかけ、その資源を利用することによって、生活の場を拡大し、充実した精神生活を維持しながら今日に及んでいる。

人間生活におけるこのような自然の役割を思うとき、何よりもその価値を高く評価し、自然環境の保全は人間の永続的生存を確保するうえで基本的条件であるとの認識にたたなければならない。

現実をふりかえると、自然環境の破壊と生活環境の悪化は、その程度の差こそあれ、全国的に進み、深刻な問題を提起するに至っている。

このような全国的な趨勢の中で、これまでの本県は、開発の波動も比較的ゆるやかであったため、優れた自然を擁し、生活環境の豊かさを誇ってきたところであるが、工業開発や観光開発等における資本の進出が活発化する傾向を示し、無秩序な開発あるいは自然環境の破壊を招来するおそれがある。

以上の認識において、本県は自然の許容能力に対する正しい理解にたち、自然環境の適正な保全に留意した土地利用計画のもとに適切な規制と誘導を図り、豊かな生活環境づくりを目標とするものである。

以上の観点から、本県における自然環境の保全に関する施策の基本的方向は、次のとおりとする。

1 自然環境の体系的な保全

県土に存在する多様な自然を体系的に保全するため、自然環境保全法、山形県自然環境保全条例をはじめとする各種の関係制度を総合的に運用する。

- (1) 人為のほとんど加わっていない原生の自然地域、国を代表する傑出した自然景観、さらに学術上、文化上特に価値の高い自然物等は、多様な生物種を保存し、あるいは自然の精妙なしくみを学ばせるなど、国の遺産として後代に伝えなければならないものである。いずれもかけがえのないものであり、厳正に保全を図る。
- (2) 国土の自然のバランスを維持するうえで重要な役割を果たす自然地域、すぐれた自然風景、野生動物の生息地、さらに野外レクリエーションに適した自然地域等は、いずれも人間と自然との関係において欠くことのできない良好な自然であり、適正に保護を図るとともに、必要に応じて復元、整備に努力する。
- (3) 自然の物質循環に生産力の基礎をおく農林水産業が営まれる地域は、食糧、林産物をはじめとする資源の供給源だけでなく、国土の保全、水源のかん養、大気

の浄化等、自然のバランスの維持という面においても必要欠くべからざるものであり、その環境保全能力を評価し、健全な育成を図る。

- (4) 都市地域における樹林地、草地、水辺地などの自然地域は、大気浄化気象緩和、無秩序な市街地化の防止、公害、災害の防止等に大きな役割を果たし、また地域住民の人間形成にも大きな影響を与えるものであるところから、健全な都市構成上、都市環境上不可欠なものについて積極的に保護し、育成し、あるいは復元を図る。

2 自然環境の保全に関する管理の徹底

自然環境の適正な保全には、それぞれの自然の特性に応じた管理の徹底が必要である。そのために、今後増大する自然への需要に対して、常時、監視、指導が行き届くよう監視体制の整備に努めるとともに、管理上特に重要な私有地については、必要に応じ買い上げを促進する。

3 自然環境に関する事前評価の実施

自然環境を破壊するおそれのある大規模な開発が行われる場合は、必要に応じ、その事業が自然環境に及ぼす影響の予測、代替案の比較等を含めた事前評価を行い、それが計画に反映され、住民の理解を得たうえで行われるよう努める。また、自然環境の保全に必要な先行投資の確保を図るとともに、開発実施の過程及び開発後においても、自然環境の保全のための措置が必要に応じ、適切かつ迅速に講ぜられるよう十分な注意を払うものとする。

4 自然環境保全施設の整備と自然の復元

自然環境の保全には、自然をそのまま放置することなく、破壊を防止する施設の整備、破壊された自然の修復並びに環境緑化を中心とする自然の創造と整備が必要である。

(1) 自然環境保全の整備

自然環境を保全するための施設は利用に先行して整備することが重要であり、それは利用許容量を増大させることにもなるので、重要な自然地域では、地域の態様に応じて、必要な自然環境の保全の施設の整備に努める。

(2) 自然の修復

限られた自然を効果的に利用するため、植生の回復、緑化修景などの破壊された自然の修復に努め、再利用を図る。

(3) 自然環境の創造、整備

市街地、集落地及びその周辺の身近な生活域においては現存する樹林地、池沼、丘陵、草原等の良好な自然環境を保全するのみならず、公園、緑地、都市林等の造成、整備、公共施設や住宅地、工場等の緑化の促進に努める。

また、これらに必要な環境緑化材の円滑な供給を確保するため、その生産の拡大を図る。

5 自然環境の保全に関する調査、研究

自然は、それを構成する諸要因の有機的な結合によって成り立っており、おのずからその均衡を維持しているのであるから、自然環境の保全には、自然の仕組みに応じた保全、利用が必要である。

(1) 自然環境の保全に関する調査

本県自然環境の現状を把握し、効果的な保全対策を確立する基礎として、植生、野生動物、地形、地質などの自然条件についての調査を実施するとともに、社会的な諸条件についての調査を実施し、実情に即した自然環境の保全を図る。

(2) 自然環境の保全に関する試験研究

自然の仕組みについては、未だ解明されていない部分が多く、これらの研究とともに、本県自然環境の特性の解明とそれに応じた保全、管理技術の研究に努める。

(3) 自然環境保全専門能力の充実

自然環境の保全に関する研究員、調査員及び研究調査の成果を具体的施策に反映させる技術者など専門的な能力を有する職員の養成と充実に努める。

6 自然保護教育と自然保護思想普及啓蒙活動の強化

自然環境の保全は、基本的には、県民すべてが自然に対する正しい理解と深い愛情をもち、保護、保全の精神を身につけた習性とすることによって達成される。このため、学校や地域社会における環境教育を積極的に推進し、自然の仕組みや、人間と自然との正しい関係について県民の理解を深め、自然に対する愛情とモラルの養成に努める。

(1) 自然保護教育の充実

自然の成り立ちを総合的に理解させ、自然と人間生活との関係を正しく把握させて、自然保護に対する基本的理解と見方、考え方を養成するため、学校教育において、自然と社会的事象とを多面的、総合的に捉え得るよう、各教科、領域を通じて全体教育計画を検討し、その実施を図る。

また、自然保護教育は、家庭や社会のあらゆる場において有機的、継続的に実施され、広く県民に自然環境の保全の認識を定着させるように努め、社会教育における自然保護教育活動の強化を図る。

(2) 自然保護思想普及啓蒙活動の強化

県民すべてに自然に対する正しい理解を深めさせることは、ひとり教育活動のみによって達成されるものではなく、教育活動との関連を保ちながら、各種の広報媒体を通じて、県土の自然に対する正しい認識と自然保護思想の普及、啓蒙を図り、自然保護自主活動、県民運動の助長を図る。

以上の自然環境保全施策は、広く県民の理解と協力のもとに、市町村との連携を十分に図りながら、強力に進めなければならない、そのためには、開発行為に対する規制、土地のもつ公共的性格の重視等については厳正に臨むとともに、国土保全その他の公益との調整、地域住民との生業の安定及び福祉の向上に配慮し、必要な施策を総合的

に講じていく必要がある。

第2 山形県自然環境保全地域に関する基本的事項

山形県自然環境保全地域は、「自然環境の保全に関する基本構想」に基づき、県土全域を対象として、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域、自然環境保全地域とともに体系的に選定され、適切に保全されなければならないが、それらについての基本的事項は、次のとおりである。

1 山形県自然環境保全地域の指定方針

自然はひとたび破壊されると、その回復が困難であるばかりでなく、その周辺地域にも大きな影響を与える。そのため、社会的な要請として確保しておくべき重要な自然地については、開発に優先して山形県自然環境保全地域に指定し、長期的視点に立ってその保全を図る。

(1) 地域の指定

山形県自然環境保全地域は、次のいずれかに該当する区域で一定の広がりをもった地域のうち、自然的、社会的条件からみて、自然環境を保全することが特に必要なものについて指定するものとする。特に、人の活動により影響を受けやすい弱い自然で破壊されると復元困難な地域、自然環境の特徴が特異性、固有性又は希少性を有するもの及び周辺において開発が進んでおり、又は急激に進行するおそれがあるために、その影響を受け、すぐれた自然状態が損なわれるおそれのあるものについては、速やかに指定を図るものとする。

ア 高山性植生又は亜高山性植生が相当部分を占める森林又は草原の区域(これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。)

イ すぐれた天然林が相当部分を占める森林の区域(これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。)

ウ 地形若しくは地質が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている土地の区域(これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。)

エ その区域内に生存する動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している海岸、湖沼、湿原又は河川の区域

オ 植物の自生地、野生動物の生息地、繁殖地、渡来地又は樹齢が特に高く、かつ、学術的価値を有する人工林が相当部分を占める森林の区域

(2) 自然環境保全関係法令との調整

自然環境の適正な保全を総合的に推進するために、他法令に基づく規制によって保全の目的が達成できる地域又は開発を促進することを目的とする区域については、山形県自然環境保全地域とできる限り重複しないよう調整を図るものとする。

(3) 農林漁業等との調整

山形県自然環境保全地域の指定においては、農林漁業等地域の住民の生業の安定、福祉の向上、資源の長期的確保等の自然的、社会的条件に配慮し、十分な調整を図るものとする。

2 山形県自然環境保全地域における保全施策

山形県自然環境保全地域の保全対象である特定の自然環境を維持するため、その地域の自然環境の特質に応じた適正な保全を図るものとする。

(1) 特別地区の指定

当該地域の生態系構成上重要な地区及び生態系の育成を特に図ることを必要とする地区、あるいは特定の自然環境を維持するため特に必要がある地区等で、保全対象を保全するため必要不可欠な核となるものについては、特別地区に指定し、自然環境の保全に影響を及ぼす行為を制限して、厳正な保護を図る。

(2) 野生動植物保護地区の指定

特別地区における特定の野生動植物で、希少性、固有性を有するなど厳正に保存を必要とする地区を野生動植物保護地区に指定し、当該特定の野生動植物の採捕については厳しく制限して、その保護を図る。

(3) 普通地区の保全

普通地区については、それが有する緩衝地帯としての役割を十分維持されるよう、特定の行為を制限して適正な保全を図る。

(4) 管理と保全事業の実施

保全地域においては、適正な管理を行うとともに、地域の特質に応じて、必要な保全事業を行うものとする。

特に、当該地域が小面積である場合には、地域外と接する部分の取り扱いに注意し、必要に応じて樹林帯等を造成し、保護を図るものとする。

(5) 災害等の措置

保全地域内において自然災害等により損傷が生じた場合は、自然環境の特性と損傷の程度に応じ、速やかに復元又は緑化を図るものとする。

(6) 公益との調整等

保全地域の管理等においては、国土の保全その他の公益との調整、住民の農林漁業等の生業の安定及び福祉の向上に配慮するものとする。

第3 山形県里山環境保全地域に関する基本的事項

山形県里山環境保全地域は、「自然環境の保全に関する基本構想」に基づき、県土全域を対象として、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、山形県自然環境保全条例に規定する自然環境保全地域とともに体系的に選定され、適切に保全されなければならないが、それらについての基本的事項は、次のとおりである。

1 山形県里山環境保全地域の指定方針

人と自然とが調和を図りながら共生してきた身近な自然環境である里山地域は、生物多様性の保全等多面的な機能と効用を有し、地域文化の形成に深く関わっている。このため、社会的な要請として確保しておくべき重要な地域については、山形県里山環境保全地域に指定し、長期的視点に立ってその保全を図る。

(1) 地域の指定

山形県里山環境保全地域は、次のいずれかに該当する区域で、自然的社会的条件からみて、自然環境を保全することが特に必要なものについて指定するものとする。

ア 市街地若しくは集落地又はこれらの周辺の区域にある樹林地、草原、海岸、湖沼、湿原又は河川の区域(これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。)でその区域における自然環境が生物の多様性の確保にとって良好な状態を維持しているもの

イ その地域の自然環境を象徴する植物若しくは野生動物の自生地若しくは生息地(繁殖地及び渡来地を含む。)の区域又はその地域の自然環境を象徴する特異な自然の現象を生じている土地の区域(これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。)

(2) 自然環境保全関係法令との調整

里山地域の自然環境の適正な保全を総合的に推進するために、他法令に基づく規制によって保全の目的が達成できる地域又は開発を促進することを目的とする区域については、山形県里山環境保全地域とできる限り重複しないよう調整を図るものとする。

(3) 農林漁業等との調整

山形県里山環境保全地域の指定においては、農林漁業等地域の住民の生業の安定、福祉の向上、資源の長期的確保等の自然的、社会的条件に配慮し、十分な調整を図るものとする。

2 山形県里山環境保全地域における保全施策

山形県里山環境保全地域の保全対象である特定の自然環境を維持するため、その地域の自然環境の特質に応じた適正な保全を図るものとする。

(1) 管理と保全事業の実施

保全地域においては、特定の行為を制限して適正な管理を行うとともに、地域の特質に応じた必要な保全事業を行うものとする。

(2) 災害等の措置

保全地域内において自然災害等により損傷が生じた場合は、自然環境の特性と損傷の程度に応じ、速やかに復元又は緑化を図るものとする。

(3) 公益などの調整等

保全地域の管理等においては、国土の保全その他の公益との調整、住民の農林漁業等の生業の安定及び福祉の向上に配慮するものとする。